

高齢者虐待防止法

重要な法律ですが、試験対策上は下記の7つを押さえましょう 覚えるポイントは責任(①~④)、通報(⑤~⑦)

責 任	<p>①通報先は市町村(都道府県×)</p> <p>②市町村は一時的に保護するため施設へ入所させる等、老人福祉法による保護措置を講ずる</p> <p>③市町村長は立入検査をすることができる(警察に援助を求めることができる、警察いなくてもOK)</p> <p>④市町村は虐待防止のため地域包括支援センター等との連絡協力体制を整備しなければならない(委託可)</p>
通 報	<p>⑤虐待の定義: 身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つ 身体拘束が認められる場合とは? 切迫性+非代替性+一時性 3つを全て満たす場合</p> <p>⑥虐待は2つ(養護者による虐待と養介護施設従事者等による虐待) 生命の危険がある場合は義務、そうでなければ努力義務 養介護施設従事者等が職場で発見した場合は、疑い例でも通報義務 養介護施設従業者等には居宅介護サービス事業従事者も含まれる 養介護施設には介護保険施設や地域包括支援センターも含まれる</p> <p>⑦(虐待の通報)市町村→都道府県へ報告(措置を公表するのは都道府県)</p>

1

問題 60 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律について

正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 養護者による高齢者を衰弱させるような著しい減食は、高齢者虐待に当たる。
- 2 市町村又は市町村長は、虐待の通報又は届出があった場合には、高齢者を一時的に保護するために老人短期入所施設等に入所させることができる。
- 3 養介護施設には、地域包括支援センターは含まれない。
- 4 養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認める場合であっても、市町村の職員は、警察の許可なく高齢者の居所に立ち入ることはできない。
- 5 都道府県は、養護者の負担軽減のため、養護者の相談、指導及び助言その他の必要な措置を講じなければならない。

2